

タブレット PC 活用のルール



皆さんが、夢と希望に満ちた未来を実現する力を身に付けていけるように、家庭、地域、先生など大人たちは日々応援しています。しかし、長い休校が続いたため、仲間との生活や学習に対して、不安に感じている人もいます。

そこで、今回、学習内容をよく理解し、深い学びにつなげていくために、また、今後万が一休校になっても学校や仲間とつながり学ぶことができるよう、一人ひとりにタブレット PC（以下タブレット）を岐阜市教育委員会が貸し出すことになりました。タブレットは上手に活用すれば力が身に付きますが、使い方を間違えると破損したり、トラブルの原因となったり心配されることもたくさんあります。

そのため、岐阜市教育委員会において、「タブレット活用のルール」を定めました。全員がこのルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

（この「タブレット活用のルール」にある「タブレット」は、学校から貸し出したタブレットのことを表しています。）

1 タブレットを使う目的

□タブレットは、授業中や家庭での学習活動のために使うことが目的です。ゲームや学習に関係のない動画の閲覧など、学習活動に関わること以外に使ってはいけません。

2 使用場所と時間

□原則として、学校と自宅以外では使用してはいけません。ただし、学習活動に必要な場合に限って、上記以外の場所で使用してもよいです。その際、紛失や盗難、落下による破損等には十分に気をつけましょう。

3 学校・家庭で使用する時

①校内での生活について

□原則として、学習以外では使用しません。

□タブレットで作成した資料やインターネットから取り込んだデータは、学習活動で先生が許可したもののみを保存します。

□タブレットで作成したデータ（写真や動画も含む）は、指定のクラウドサーバに保存し、本体にデータをため込まないようにしましょう。

□教室を移動するなどの際に、タブレットを持ち出さない場合は、机の中に入れておきましょう。（教室の保管庫に入れておいてもよいです。）

□登下校中はカバンから出さないようにしましょう。

②家庭で使うときについて

□タブレットを使う時間帯を決めましょう。（岩野田中学校：午前7時から午後10時まで）

□家庭における先生や仲間とのオンライン上でのやり取りはできません。（コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業や非常変災時における臨時休業など、不測の事態が生じた場合は除く。）

□寝る時刻の30分前には、使用するのをやめるようにしましょう。

□使う時間は家の人とよく話し合い、長い時間使わず、休憩をしながら使います。30分に一度は遠く

を見るなど、時々目を休ませましょう。

□学校の臨時休業等で、家庭学習で使うときには、学校の授業と同じ意識で、しっかりと勉強をする気持ちで使いましょう。

③個人情報について

□タブレットを他人に貸したり、使わせたりしてはいけません。

□他人のタブレットを無断で操作してはいけません。

□保存してある他人のデータを操作してはいけません。

□許可なく音声、画像、動画、ソフトウェアをダウンロード、アップロードしたりすることは禁止します。

□自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス、写真など）は、インターネット上には絶対にあげません。

□SNSには、相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。

□インターネットは正しく使えば学習を広めたり、生活を便利にしたりすることができますが、中には怪しいサイトや、個人情報を巧みに得ようとする悪徳なサイトもあります。学校はもちろん、家の人もインターネットを使うときの約束をきちんと決めましょう。もし、危険だと思われるサイトに入ってしまったときには、すぐに電源を落とし家の人と学校に知らせましょう。

④カメラでの撮影について

□カメラで人を撮影したり、人の家や持ち物などを撮影したりするときには、勝手に撮らず必ず許可を得るようにしましょう。

4 機器について

□丁寧に扱きましょう。（投げない、落とさない、ぶつけない、強く押さえない）

□タブレットを持ったまま走ったり、画面を操作しながら歩いたりしません。

□ストーブや日光の下など熱い所には置きません。湿気の多い所では使いません。

□磁石を近づけません。

□翌日の学校で活用できるように、バッテリーの残量に注意しながら、必要に応じて家に帰ったら充電をするようにしましょう。

□タブレットのデスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などの設定は勝手に変えません。

□タブレット本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元に戻らないときや、破損、故障、紛失のときには、学校に連絡をしましょう。

□使い方が悪く破損、故障した場合、また、故意に紛失した場合は、学校で協議の上、補償を求める場合があります。丁寧に扱うようにしましょう。

5 使用の制限について

□「タブレット活用のルール」が守れないときは、タブレットの使用を制限することがあります。

連絡先 岐阜市立岩野田中学校 058-237-2533